

三浦市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団排除について基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団又は暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生ずる不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。
- (6) 市民等 市民及び市内で事業を営む者（以下「事業者」という。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 暴力団排除は、暴力団が市民生活に不当な影響を生じさせる存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団を利用しないことを旨として、市、市民等及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、基本理念にのっとり、市民等、国、県その他の地方公共団体、暴力団排除に自主的に取り組む団体、法第 3 2 条の 2 又は法第 3 2 条の 3 に基づく指定を受けた団体等との相互の連携を図るとともに、暴力団排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

(市民の役割等)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。）により暴力団を利することとならないよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市、警察その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(職員等への不当な要求に対する措置)

第 6 条 市は、職員が暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が、同法第 2 4 4 条第 1 項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理業務において暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために、必要な指針の策定その他必要な措置を講ずるものとする。

(市の契約事務における暴力団排除)

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人にあっては、その役員が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の市が実施する入札への参加制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市の給付金の交付における暴力団排除)

第8条 市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(市の公の施設における暴力団排除)

第9条 市は、暴力団又は暴力団経営支配法人等にその設置する公の施設の管理を行わせてはならない。

2 市長、教育委員会又は指定管理者は、公の施設（会議室、集会施設その他の集団での利用が見込まれる施設であって、当該施設の利用の許可等に係る他の条例に本項と同様の定めがないものに限る。）の利用が暴力団の利益になると認められるときは、当該他の条例の規定にかかわらず、利用を拒否し、又は利用の許可等を取り消すことができる。

(市民等に対する支援)

第10条 市は、市民等が暴力団排除に積極的な役割を果たすことができるよう、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、市民等が暴力団排除に関する理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(国及び県その他の地方公共団体との連携)

第12条 市は、暴力団排除に資すると認められる情報の提供又は共有に関し、国及び県その他の地方公共団体と連携し、暴力団排

除に関する市の施策を効果的に推進するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。